NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後の下水道使用料の統一状況（平成19年3月1日現在）：中国地方

注）人頭制の20m3使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	合併後									使用料統一の状況						
			市町村コード	新市町村	合併年月日	基本使用量（m3/月）	基本使用料（円/月）	家庭20m3使用料（円/月）	累進度 最大従量/基本使用料	累進度 最大従量/最小従量	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期 H18年度末まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
鳥取県	31201	鳥取市	31201	鳥取市	H16.11.1	8	712	1947	2.7	2.4	地域の実情を考慮して，合併翌年度以降5年間の負担調整を行い，H22年度より料金体系を確立する。（合併協議会HP）			1			1	
鳥取県	31301	国府町																
鳥取県	31303	福部村				8	1984	3219	1.0	2.4								
鳥取県	31323	河原町				8	1577	2811	1.2	2.4								
鳥取県	31326	用瀬町				8	1210	2445	1.6	2.4								
鳥取県	31327	佐治村				－	－	－	－	－								
鳥取県	31341	気高町				8	1372	2607	1.4	2.4								
鳥取県	31342	鹿野町				8	1282	2516	1.5	2.4								
鳥取県	31343	青谷町				8	1228	2463	1.6	2.4								
鳥取県	31202	米子市	31202	米子市	H17.3.31	10	840	1974	3.0	2.2	H18年度までは現行のとおり旧市町の料金体系とし，H19年度より統一した料金体系に再編する（合併協議会HP）			1		1		
鳥取県	31385	淀江町				10	1575	2940	0.9	1.0								
鳥取県	31203	倉吉市	31203	倉吉市	H17.3.22	10	987	2625	2.4	1.5	当面は現行のとおりとし，合併後3年を目途に統一する（合併協議会HP）			1			1	
鳥取県	31365	関金町				10	1575	3097	1.2	1.2								
鳥取県	31321	郡家町	31329	八頭町	H17.3.31	2200円+420円／人		3460	－	－	合併時に統一	1						
鳥取県	31322	船岡町																
鳥取県	31324	八東町																
鳥取県	31361	羽合町	31370	湯梨浜町	H16.10.1	10	1270	2541	1.0	1.0	新町において調整し，流域関連・単独公共・農集の使用料を統一する。（合併協議会HP）			1				1
鳥取県	31362	泊村				－	－	2667	－	1.0								
鳥取県	31363	東郷町				10	1470	3286	1.4	1.1								
鳥取県	31368	東伯町	31371	琴浦町	H16.9.1	2100円+525円／人		3675	－	－	もともと同料金							
鳥取県	31369	赤碕町																
鳥取県	31386	大山町	31386	大山町	H17.3.22	2205円+525円／人		3780	－	－	HPに「合併時には旧町の料金体系を引き継ぎ，段階的に調整」とあり。			1				1
鳥取県	31387	名和町				2000円+500円／人		3500	－	－								
鳥取県	31388	中山町				1470円+420円／人		2730	－	－								
鳥取県	31383	岸本町	31390	伯耆町	H17.1.1	1890円+420円／人		3150	－	－	H17年度に一元化し，段階的に引き揚げてH19年度に現行の岸本町の料金とする。			1	1			
鳥取県	31404	溝口町																
鳥取県	31366	北条町	31372	北栄町	H17.10.1	10	1260	2835	1.3	1.0	H18年度より料金を統一。			1	1			
鳥取県	31367	大栄町																
島根県	32201	松江市	32201	松江市	H17.3.31	10	1134	2446	2.5	2.2	合併時は旧市町村ごとの制度のままとし，合併後6年目を目途に段階的に統一する方向で調整。			1			1	
島根県	32301	鹿島町				人数定額制		2100	－	－								
島根県	32302	島根町				2550/戸+510円/人		4080	－	－								
島根県	32303	美保関町				10	950	2130	2.1	1.7								
島根県	32305	八雲村				10	1050	2257	2.4	2.1								
島根県	32306	玉湯町				10	945	2257	2.1	1.5								
島根県	32307	宍道町				10	945	2100	2.6	2.1								
島根県	32308	八東町				1500円(1人含)+600F		2700	－	－								
島根県	32202	浜田市	32202	浜田市	H17.10.1	10	1575	2887	－	－	現行のとおりとし，合併後下水道審議会(仮称)を設け，5年以内に諮問し統一(基本使用料と累進使用料を併用)するよう調整する。（合併協議会HP）			1			1	
島根県	32462	金城町				－	－	－	－	－								
島根県	32463	旭町				1575円+525円／人		3150	－	－								
島根県	32464	弥栄村				2625円+315円／人		3570	－	－								
島根県	32465	三隅町				1575円+546円／人（5人以上は同額）		3213	－	－								
島根県	32203	出雲市	32203	出雲市	H17.3.22	10	1050	2310	2.3	1.9	合併時は，現行のとおりとし，合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り，料金制度の基本理念を確立し，新料金制度を決定するよう調整する。（合併協議会HP）			1		1		
島根県	32208	平田市				10	945	2152	2.5	2.0								
島根県	32402	佐田町				－	－	4140	－	－								
島根県	32403	多伎町				8	1008	2835	1.2	1.0								
島根県	32404	湖陵町				10	1050	2310	2.4	2.0								
島根県	32405	大社町				10	1050	2257	2.3	2.0								
島根県	32206	安来市	32206	安来市	H16.10.1	8	1008	2824	2.5	2.1	H16年度中は従来どおり，17年度から安来市の農集使用料の料金体系を基本に調整。			1	1			
島根県	32321	広瀬町																
島根県	32322	伯太町																
島根県	32341	仁多町	32343	奥出雲町	H17.3.31	1575円+525円／人		3150	－	－	一般家庭は「基本料金+人員割」，事業所，官公署，店舗，病院，学校等は「基本料金+従量制」とする方向で合併後3年以内に統一（合併協議会HP）			1			1	
島根県	32342	横田町				－	2100	3110	－	1.0								
島根県	32384	頓原町	32386	飯南町	H17.1.1	2100円+525円／人		3675	－	－	合併年度はそれぞれ旧町の例による。			1				
島根県	32385	赤来町																
島根県	32501	津和野町	32501	津和野町	H17.9.25	－	1570	3040	－	5.0	合併時に統一（日原町の例による）	1						
島根県	32502	日原町																

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後の下水道使用料の統一状況（平成19年3月1日現在）：中国地方

注）人頭制の20m3使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	合併後									使用料統一の状況						
			市町村コード	新市町村	合併年月日	基本使用量（m3/月）	基本使用料（円/月）	家庭20m3使用料（円/月）	累進度 最大従量/基本使用料	累進度 最大従量/最小従量	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期 H18年度末まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
島根県	32521	西郷町	32528	隠岐の島町	H16.10.1	－	－	－	－	－	合併時には旧町村の料金を適用し，新町における経営状況を検討するため，合併後相当期間を設けることとし，H18年度から新使用料として一元化（合併協議会HP）			1	1			
島根県	32522	布施村				2625円+525円／人		4200	－	－								
島根県	32523	五箇村				2310円+840円／人		4830	－	－								
島根県	32524	都万村				－	－	－	－	－								
島根県	32503	柿木村	32505	吉賀町	H17.10.1	1575円+525円／人		3150	－	－	合併時に統一（合併後3年以内に見直しを行う）	1						
島根県	32504	六日市町																
岡山県	33201	岡山市	33201	岡山市	H17.3.22	6	882	2646	2.8	5.5	旧御津町と灘崎町は公共下水道事業未着手							
岡山県	33301	御津町																
岡山県	33401	灘崎町																
岡山県	33202	倉敷市	33202	倉敷市	H17.8.1	10	1260	2698	3.5	3.1	合併時に統一（倉敷市の例による）	1						
岡山県	33441	船穂町																
岡山県	33503	真備町																
岡山県	33203	津山市	33203	津山市	H17.2.28	10	1312	2882	2.0	1.7	合併時に統一（H17年検針分より適用）	1						
岡山県	33601	加茂町																
岡山県	33605	阿波村																
岡山県	33624	勝北町																
岡山県	33664	久米町																
岡山県	33208	総社市	33208	総社市	H17.3.22	10	1090	2710	1.8	1.2	合併後4 年を目途に統一する。ただし，山手村の使用料は，合併時に従量制にする。			1			1	
岡山県	33427	山手村				10	1090	2350	1.4	1.3								
岡山県	33428	清音村				8	1000	2640	1.2	1.2								
岡山県	33210	新見市	33210	新見市	H17.3.31	10	1260	1625	1.3	1.2	公共下水道事業は旧新見市のみ。公共下水道事業以外は新たな料金体系を設定し，公共下水道事業の使用料は現行のまま新市に引き継ぐ。							
岡山県	33561	大佐町				1575円+525円／人		3150	－	－								
岡山県	33562	神郷町																
岡山県	33563	哲多町																
岡山県	33564	哲西町																
岡山県	33211	備前市	33211	備前市	H17.3.22	8	1090	2980	1.8	1.5	当面現行のとおりとし，新市において審議会を設置し，負担公平の原則により調整を図る（合併協議会HP）			1				1
岡山県	33342	日生町				8	840	2410	1.4	1.1								
岡山県	33344	吉永町				1260円+630円／人（又は1050円）（5人超は315円／人）		3150	－	－								
岡山県	33322	山陽町	33213	赤磐市	H17.3.7	8	1050	2730	1.1	1.1	合併時に統一	1						
岡山県	33323	赤坂町																
岡山県	33324	熊山町																
岡山県	33325	吉井町																
岡山県	33522	北房町	33214	真庭市	H17.3.31	－	－	－	－	－	H18年度から段階的に調整し，H21年度から久世町公共下水道の例により統一する（合併協議会HP）			1			1	
岡山県	33581	勝山町				8	1260	3024	0.9	1.0								
岡山県	33582	落合町				－	－	－	－	－								
岡山県	33583	湯原町				－	－	－	－	－								
岡山県	33584	久世町				8	1260	3024	0.9	1.0								
岡山県	33585	美甘村				－	－	－	－	－								
岡山県	33587	川上村				924円／人（5人以上は840円／人）		2772	－	－								
岡山県	33588	八束村				1039.5円／人		3118	－	－								
岡山県	33589	中和村				人数定額制（4人以上は3150円で同一		2362	－	－								
岡山県	33621	勝田町	33215	美作市	H17.3.31	10	1400	2700	1.0	1.2	新市において適正な料金のあり方について検討し，合併後5年以内に統一する（合併協議会HP）			1			1	
岡山県	33641	大原町				1575円(1人含)+525円／人		2625	－	－								
岡山県	33642	東粟倉村				1700円(1人含)+400円／人		2500	－	－								
岡山県	33644	美作町				8	1050	2688	1.2	1.1								
岡山県	33645	作東町				1575円(1人含)+525円／人		2625	－	－								
岡山県	33646	英田町				人数定額制（3人以上同一料金で2000		2000	－	－								
岡山県	33345	佐伯町	33346	和気町	H18.3.1	（HP掲載なし）					公共下水道の使用料は合併時に再編する。（合併協議会HP）	1						
岡山県	33346	和気町																
岡山県	33442	金光町	33216	浅口市	H18.3.21	8	1260	3024	1.3	1.4	現行のとおり新市に引き継ぐ。（合併協議会HP）		1					
岡山県	33443	鴨方町				8	1050	2562	1.4	1.5								
岡山県	33444	寄島町				16	1260	1554	1.3	1.4								
岡山県	33201	岡山市	33201	岡山市	H19.1.22	6	882	2646	2.8	5.5	合併時に統一（岡山市の例による）	1						
岡山県	33303	建部町																
岡山県	33321	瀬戸町																

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後の下水道使用料の統一状況（平成19年3月1日現在）：中国地方

注）人頭制の20m3使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	合併後 市町村コード	新市町村	合併年月日	基本使用量（m3/月）	基本使用料（円/月）	家庭20m3使用料（円/月）	累進度 最大従量/基本使用料	累進度 最大従量/最小従量	備考	使用料統一の状況 合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期 H18年度末まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
広島県	34108	広島市	34108	広島市	H17.2.7	10	724	2079	4.7	3.2	H17.4.25より旧湯来町について新使用料を施行		1					
広島県	34324	湯来町				740円+970円/人		3650	－	－								
広島県	34202	呉市	34202	呉市	H15.4.1	8	918	2458	2.6	8.7	合併時に統一（呉市の例による）	1						
広島県	34424	川尻町																
広島県	34204	三原市	34204	三原市	H17.3.22	10	1155	2625	1.8	1.4	公共下水道使用料は，合併後2年間は現行のとおり実施し，その後は新市で統一する。			1		1		
広島県	34407	大和町				1890円+735円/人		4095	－	－								
広島県	34421	本郷町				10	1365	2940	2.0	1.7								
広島県	34442	久井町				10	2100	4200	1.0	1.0								
広島県	34205	尾道市	34205	尾道市	H17.3.28	10	1050	2520	2.0	1.4	御調町と尾道市は公共下水道事業の経過及び内容が異なるため，当分の間現行のとおりとする。			1				1
広島県	34441	御調町				2625円+525円/人		4200	－	－								
広島県	34444	向島町				－	－	－	－	－								
広島県	34207	福山市	34207	福山市	H15.2.3	10	892.5	2394	2.7	1.8	合併時に統一（福山市の例による）	1						
広島県	34481	内海町																
広島県	34524	新市町																
広島県	34208	府中市	34208	府中市	H16.4.1	10	1155	2625	1.6	1.3	当分の間現行のとおりとする。			1				1
広島県	34561	上下町				10	1890	3780	1.3	1.3								
広島県	34209	三次市	34209	三次市	H16.4.1	8	1092	2856	1.8	1.6	都市計画事業による公共下水道及び旧三次市特環は，三次市の例により統一する。その他の公共下水道使用料は，新たな料金体系を設定するものとし，世帯基本額を2600円とし，一人当り加算額を650円とする。	1						
広島県	34563	甲奴町				2730円+682.5円/人		4777	－	－								
広島県	34581	君田村																
広島県	34582	布野村																
広島県	34583	作木村																
広島県	34584	吉舎町																
広島県	34585	三良坂町				8	1092	2856	1.8	1.6								
広島県	34586	三和町				2730円+682.5円/人		4777	－	－								
広島県	34210	庄原市	34210	庄原市	H17.3.31	10	1155	2625	1.8	1.4	当分の間現行のとおりとする。			1				1
広島県	34562	総領町																
広島県	34601	西城町				－	－	－	－	－								
広島県	34602	東城町				8	1417	3685	1.3	1.2								
広島県	34603	口和町				－	－	－	－	－								
広島県	34604	高野町				－	－	－	－	－								
広島県	34605	比和町				－	－	－	－	－								
広島県	34212	東広島市	34212	東広島市	H17.2.7	10	1050	2467	2.3	1.7	合併時に統一（東広島市の例による）	1						
広島県	34402	黒瀬町																
広島県	34405	福富町																
広島県	34406	豊栄町																
広島県	34408	河内町																
広島県	34422	安芸津町																
広島県	34213	廿日市市	34213	廿日市市	H15.3.1	10	1155	2520	1.8	1.5	現行のとおりとし，合併後，料金体系や算定条件等の整理を行い，統一化の検討をする。			1				1
広島県	34325	佐伯町				10	1155	2310	1.8	1.8								
広島県	34326	吉和村				1700円+600円/人（100m3以上は超過料金あり）		3500	－	－								
広島県	34213	廿日市市				10	1155	2520	1.8	1.5	現行のとおりとし，合併後，料金体系や算定条件等の整理を行い，統一化の検討をする。			1				1
広島県	34327	宮島町				10	808	1617	2.0	2.0								
広島県	34323	大野町				10	630	2257	3.8	1.6								
広島県	34381	吉田町	34214	安芸高田市	H16.3.1	10	1575	3255	1.5	1.4	合併後2年間は合併前の各町の制度により決定し，3年目に市の制度に統一する。			1		1		
広島県	34382	八千代町				－	－	－	－	－								
広島県	34383	美土里町				－	－	－	－	－								
広島県	34384	高宮町				－	－	－	－	－								
広島県	34385	甲田町				10	1575	3360	1.5	1.4								
広島県	34386	向原町				－	－	－	－	－								
広島県	34310	江田島町	34215	江田島市	H16.11.1	5	630	3045	1.3	1.1	各町に相違がないため，現行のとおり実施する（合併協議会HP）							
広島県	34328	能美町																
広島県	34329	沖美町																
広島県	34330	大柿町																
広島県	34361	加計町	34368	安芸太田町	H16.10.1	10	1680	3570	1.1	1.0	H17年4月から統一料金に変更。			1	1			
広島県	34362	筒賀村																
広島県	34363	戸河内町																
広島県	34364	芸北町	34369	北広島町	H17.2.1	5250円+人数別定額		6825	－	－	合併後当面は合併前の各町の制度により運用し，5年以内に新町の制度（事業の別によらない）に統一する。			1			1	
広島県	34365	大朝町				10	1552	3072	1.8	1.9								
広島県	34366	千代田町				10	1500	3200	1.5	1.4								
広島県	34367	豊平町				1575円+1000円/人		4725	－	－								
広島県	34205	尾道市	34205	尾道市	H18.1.10	10	1050	2520	2.0	1.4	合併時に統一（尾道市の例による）	1						
広島県	34206	因島市																
広島県	34430	瀬戸田町																
広島県	34207	福山市	34207	福山市	H18.3.1	10	892	2394	2.7	1.8	合併時に統一（福山市の例による）	1						
広島県	34501	神辺町																

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後の下水道使用料の統一状況（平成19年3月1日現在）：中国地方

注）人頭制の20m3使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	合併後									使用料統一の状況						
			市町村コード	新市町村	合併年月日	基本使用量（m3/月）	基本使用料（円/月）	家庭20m3使用料（円/月）	累進度 最大従量/基本使用料	累進度 最大従量/最小従量	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期 H18年度末まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
山口県	35201	下関市	35201	下関市	H17.2.13	10	1060	2278	1.3	1.1	事業手法や整備状況が異なることから，当分の間現行どおりとし，合併後，新市における公共下水道事業計画を速やかに策定して，事業の進捗を図るとともに新たな料金体系を検討する。（合併協議会HP）			1				1
山口県	35441	菊川町				10	1360	2830	1.4	1.3								
山口県	35442	豊田町				10	1470	2940	1.4	1.4								
山口県	35443	豊浦町				5	1050	3040	0.8	1.3								
山口県	35444	豊北町				5	1050	3040	0.8	1.3								
山口県	35202	宇部市	35202	宇部市	H16.11.1	10	1155	2467	1.7	1.5	合併時に統一（宇部市の例による）	1						
山口県	35421	楠町																
山口県	35203	山口市	35203	山口市	H17.10.1	10	1155	2520	1.6	1.3	同一事業同一料金を基本とするが，市町間の差異があることから新市以降後も当分の間現行どおりとし，新市において，新たな財政収支計画に基づき段階的に料金の統一を行う。（合併協議会HP）			1				1
山口県	35402	小郡町				10	1050	2257	1.7	1.5								
山口県	35381	徳地町				－	－	－	－	－								
山口県	35401	秋穂町				－	－	－	－	－								
山口県	35403	阿知須町				10	1050	2205	1.3	1.2								
山口県	35204	萩市	35204	萩市	H17.3.6	10	1155	2520	1.6	1.4	当面現行どおりとし，新市において調整する。ただし，端数処理は，1円未満切り捨てとして統一する。（合併協議会HP）			1				1
山口県	35501	川上村				－	－	－	－	－								
山口県	35503	田万川町				－	－	－	－	－								
山口県	35505	むつみ村				－	－	－	－	－								
山口県	35506	須佐町				10	2152	4305	1.0	1.0								
山口県	35507	旭村				－	－	－	－	－								
山口県	35508	福栄村				－	－	－	－	－								
山口県	35210	光市	35210	光市	H16.10.4	10	1365	2835	1.3	1.2	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし，新市移行後，適正な使用料の見直しを検討する（合併協議会HP）。一般汚水は同一料金			1				1
山口県	35342	大和町				10	1365	2835	1.3	1.2								
山口県	35211	長門市	35211	長門市	H17.3.22	10	971	2230	1.4	1.1	新市移行後1年を目途に料金の統一を行う予定。(H19.3.1現在未統一）			1				1
山口県	35481	三隅町				－	－	－	－	－								
山口県	35482	日置町				10	1365	2677	1.1	1.1								
山口県	35483	油谷町				－	－	－	－	－								
山口県	35205	徳山市	35215	周南市	H15.4.21	10	1050	2520	1.8	1.3	新市に移行後も当分の間現行どおりとし，随時調整する。			1				1
山口県	35214	新南陽市				10	997	2362	1.9	1.4								
山口県	35345	熊毛町				10	1312	2730	1.2	1.1								
山口県	35361	鹿野町				10	1260	2614	1.1	1.0								
山口県	35301	久賀町	35305	周防大島町	H16.10.1	6	900	3140	1.1	1.6	合併時に統一	1						
山口県	35302	大島町																
山口県	35303	東和町																
山口県	35304	橘町																
山口県	35208	岩国市	35208	岩国市	H18.3.20	10	1002	2252	1.9	1.5	新市に移行後も当分の間現行どおりとする。ただし，新たな施設の供用開始や定期的な料金改定の際には，使用料の算定基準を統一する方向で調整。（合併協議会HP）			1				1
山口県	35322	由宇町				－	－	－	－	－								
山口県	35323	玖珂町				10	1312	2730	1.1	1								
山口県	35324	本郷村				－	－	－	－	－								
山口県	35325	周東村				－	－	－	－	－								
山口県	35326	錦町				10	1500	2602	0.9	1.3								
山口県	35328	美川町				－	－	－	－	－								
山口県	35329	美和町				－	－	－	－	－								